

安心実現のための緊急総合対策

「緊急保証制度」のご案内

売上の減少や、原材料価格・仕入価格の高騰により収益が圧迫されている中小企業の皆さまの資金繰りをお手伝いします。

■制度の概要

制 度 名	緊急保証制度（略称：全国緊急）		
対 象 者	セーフティネット5号の 指定業種 ※に属する事業を行っており、次の(イ)(ロ)(ハ)(ニ)のいずれかに該当し、本店（個人事業主の方は主たる事務所）所在地の市町村長の認定を受けた中小企業者の方。 (イ)最近3ヵ月間の平均売上高または平均販売数量（建設業の場合は、完成工事高または受注残高）が前年同期と比較して 3%以上 減少していること。 (ロ)原油価格の上昇により、製品等原価のうち 20%以上 を占める原油等の仕入価格が 20%以上 上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できていないこと。 (ハ)最近3ヵ月間の平均売上総利益率または平均営業利益率が前年同期と比較して 3%以上 減少していること。 (ニ)新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1ヵ月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高。）が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれること。		
保証限度額	一般保証とは別枠で 2億8,000万円 （組合の場合 4億8,000万円 ） ※既存のセーフティネット保証の残高を含んだ金額となります。		
資金用途	経営安定に必要な事業資金	保証期間	10年以内（据置期間2年以内）
貸付利率	金融機関所定利率	責任共有制度	対象外（100%保証）
信用保証料率	年0.80% ※信用保証料以外のあっせん料や手数料、用紙代、謝礼金などは一切不要です。		
返済方法	原則として均等分割返済	貸付形式	手形貸付、証書貸付
担保	必要に応じて	保証人	原則として、法人代表者以外不要
申込書類	一般保証申込書類、セーフティネット5号認定書、事業計画書（借換の場合に限ります）、その他必要書類		
取扱期間	平成20年10月31日から平成22年3月31日まで		
認定窓口	セーフティネットの認定窓口は、本店（個人事業主の方は主たる事務所）所在地の市町村となっています。		

※ 指定業種については、[こちら](#)をご覧ください。